

文 例

1 PDCAによる簡易規程

OPDCAによる簡易規程（省エネルギー法）

何を管理する	誰が	何をする(実施手順)		何を順守する	
環境側面 1	担当部門 2	PDCA 3	確認/実施事項 4	法令名 5	順守事項 6
電力の使用 重油の使用	保全	P	原油換算エネルギー使用量の計算	省エネルギー法	<p>エネルギーが電気の場合、使用量はkWhで表されるので、次のようにして前年度の原油使用量に換算する。</p> <p>① 使用エネルギーである電気の単位発熱量を確定する。一般電気事業者からの昼間買電の場合、1kWh=9,970kJ</p> <p>② その単位発熱量に電力使用量をかけて、発熱量を求める。〇〇株式会社の昼間買電が15,000千kWhとすると、$9,970\text{kJ} \times 15,000,000 = 149,550\text{GJ}$</p> <p>③ 発熱量を原油に換算する係数(0.0258kl=GJ)をこの発熱量にかけて、原油使用量を求める。$0.0258\text{kl} \times 149,550 = 3,858\text{kl}$</p> <p>この電力以外には、〇〇株式会社はA重油3,000klのみをエネルギーとして使用しているため、A重油の単位発熱量は1kl=39.1GJだから、発熱量は$3,000 \times 39.1\text{GJ} = 117,300\text{GJ}$。これに発熱量を原油に換算する係数(0.0258kl=GJ)をかけて、原油使用量を求めると、3,026klとなる。</p> <p>先の電力の原油換算量と重油の原油換算量をたすと、$3,858\text{kl} + 3,026\text{kl} = 6,884\text{kl}$となる。前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上だと、特定事業者となるので、〇〇株式会社は特定事業者となる。</p>

[製造業・輸送車両部品]

		誰が	いつ順守の評価をする ☆：予定 ○：適合 ×：不適合 ¹⁰											
条項 ⁷	参照先 ⁸	順守評価担当者 ⁹	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令 2 ①、規 4・別 表 1・ 2・3	法令データ提 供システム (http://law.e-gov.go.jp)	環境管理責 任者												

何を管理する	誰が	何をする(実施手順)		何を順守する	
環境側面 1	担当部門 2	PDCA 3	確認/実施事項 4	法令名 5	順守事項 6
電力の使用 重油の使用	保全	P	特定事業者のエネルギーの使用状況の経済産業大臣への届出	省エネルギー法	燃料、熱、電気の量を原油に換算して算定したエネルギーの前年度（4月1日から翌年3月31日まで）の使用量を毎年度5月末日までに届け出る。
電力の使用 重油の使用	保全	P	エネルギー管理統括者の選任等の経済産業大臣への届出	省エネルギー法	<p>特定事業者は、エネルギー管理統括者選任の事由が生じた日(特定事業者に指定された日)以降遅滞なく、エネルギー管理統括者の選任又は解任について、経済産業大臣に届け出る。</p> <p>エネルギー管理統括者には以下の要件が必要。</p> <p>① 特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者。例えば役員</p> <p>② エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者</p>
電力の使用 重油の使用	保全	P	エネルギー管理企画推進者の選任等の経済産業大臣への届出	省エネルギー法	<p>特定事業者は、エネルギー管理企画推進者の選任理由が生じた日(特定事業者に指定された日)から6か月以内に、エネルギー管理企画推進者を選任し又は解任し、選任又は解任のあった日の最初の7月末日までに経済産業大臣に届け出る。</p> <p>エネルギー管理企画推進者には以下の要件が必要。</p> <p>① エネルギー管理講習課程修了者又はエネルギー管理士資格者</p> <p>② エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者</p>

		誰が	いつ順守の評価をする ☆：予定 ○：適合 ×：不適合 ¹⁰											
条項 ⁷	参照先 ⁸	順守評価担当者 ⁹	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法 7 ③、規 5・様 式1	法令データ提 供システム (http://law.e-gov.go.jp)	環境管理責 任者												
法7の 2、規 6①・ 6の 3・様 式4	法令データ提 供システム (http://law.e-gov.go.jp)	環境管理責 任者												
法7の 3、規 6の4 ①・6 の6・ 様式4	法令データ提 供システム (http://law.e-gov.go.jp)	環境管理責 任者												

何を管理する	誰が	何をする(実施手順)		何を順守する	
環境側面 1	担当部門 2	PDCA 3	確認/実施事項 4	法令名 5	順守事項 6
電力の使用 重油の使用	保全	P	中長期的な計画の作成・主務大臣への届出	省エネルギー法	<p>毎年度7月末日までに、年間エネルギー消費原単位1%削減を努力目標として、エネルギーの使用の合理化の目標達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出する。</p> <p>エネルギー使用合理化期待効果、設備投資を必要とするハード面での措置、3年～5年程度の計画期間、前年度計画書との比較、等を記載する必要がある。</p>
電力の使用 重油の使用	保全	D	エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準に基づいてエネルギー消費原単位年平均1%低減を目標として、省エネ活動を実施	省エネルギー法	<p>特定事業者は、エネルギー消費原単位を中長期的にみて、年平均1%以上の低減を目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、諸目標や措置を実現することに努める必要がある。例えば、廃熱の回収では、排ガスを排出する設備ごとに、廃ガスの温度や廃熱回収率について管理標準（運転マニュアルなど）を設定することが求められている。</p> <p>当社は、液体燃料使用・小型貫流ボイラーを使用しているので、目標廃ガス温度は基準廃ガス温度250℃より低い200℃に定めて、エネルギー消費原単位を年平均1%低減の努力をする必要がある。</p>
電力の使用 重油の使用	保全	C	主務大臣への定期の報告	省エネルギー法	<p>毎年度7月末日までに、省エネルギー活動の実施状況について主務大臣に報告する。</p> <p>以下の項目等について報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① エネルギーの種類別の使用量 ② 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の工場等は、その原油換算エネルギー使用量 ③ エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況 ④ エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況

		誰が	いつ順守の評価をする ☆：予定 ○：適合 ×：不適合 ¹⁰											
条項 ⁷	参照先 ⁸	順守評価担当者 ⁹	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法 14 ①、規 15・様 式 8	法令データ提 供システム (http://law.e-gov.go.jp)	環境管理責 任者												
法 5 ①、平 21経産 告66	法令データ提 供システム (http://law.e-gov.go.jp)	環境管理責 任者												
法 15 ①、令 6、規 17・18	法令データ提 供システム (http://law.e-gov.go.jp)	環境管理責 任者												

第4章 エネルギー 文 例

何を管理する	誰が	何をする(実施手順)		何を順守する	
環境側面 1	担当部門 2	PDCA 3	確認/実施事項 4	法令名 5	順守事項 6
					⑤ 判断の基準の順守状況その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置 ⑥ 生産数量（これに相当する金額を含む）又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ⑦ エネルギーの使用の効率 ⑧ 判断の基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値 ⑨ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
電力の使用 重油の使用	保全	A	エネルギー使用の合理化計画の作成・提出	省エネルギー法	主務大臣がエネルギーの使用の合理化が判断の基準と比べて著しく不十分であると認めるときは、特定事業者は、エネルギーの使用の合理化に関する計画（合理化計画）を作成し、提出する。

第4章 エネルギー 文 例

		誰が	いつ順守の評価をする ☆：予定 ○：適合 ×：不適合 ¹⁰											
条項 ⁷	参照先 ⁸	順守評価担 当者 ⁹	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法16 ^①	法令データ提供システム (http://law.e-gov.go.jp)	環境管理責任者												

作成のポイント

PDCAによる簡易規程とは、法令順守を目的として、Plan（計画）、Do（実施）、Check（チェック）、Action（是正）というマネジメントサイクル構成要素順に、事業者が実施する項目を手順化した規程です。

見やすさに重点が置かれており、一覧表形式のフォーマットで「誰が、何を、いつ」といった要素が一目で分かるように設計されています。そのため、このフォーマットを使えば、規程作成に時間がかからないので、「簡易」規程といいます。後掲の「規程」が文章主体で構成され、手順が具体的に記述されているのとは異なっています。

また、この簡易規程の利用者は、環境管理責任者などの管理者です。その管理者が、事業者の代表として、当事業者で法令が順守されているかを評価しやすいように構成されています。したがって、簡易規程には、後述する「手順書」と違って、管理標準など、現場の作業者が従う実務的な作業内容は含まれていません。

省エネルギー法のPDCAの要素は以下ようになります。

(1) Plan（計画）

規制が適用される要件、届出などの順守事項があります。省エネルギー法では、Planにおいて、原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル/年（原油換算エネルギー使用量）に当たるかどうかを確認し、そうであれば「特定事業者のエネルギー使用状況の届出」（省エネルギー法15）、「中長期的な計画の作成・届出」（省エネルギー法14①、省エネルギー規15）などをする必要があります。

(2) Do（実施）

計画どおりに実施するという順守事項です。省エネルギー法では、特定施設を設置している事業者は「判断の基準に基づいて省エネルギー活動」（省エネルギー法5、平21・3・31経産告66）を実施しなければなりません。

(3) Check（チェック）

計画の実施状況の測定、記録・保管、報告という順守事項があります。省エネルギー法では、特定事業者は、「省エネルギー活動の定期的報告」（省エネルギー法15、省エネルギー規17・18）が必要です。

(4) Action（是正）

計画されたことが達成されていない場合の対応が、このActionに分類されます。省エネルギー法では特定事業者の省エネルギー活動が判断の基準と比べて著しく不十分である場合は、省エネルギー計画を作成・提出する義務があります（省エネルギー法16）。

1 何を管理する：環境側面

環境に影響を与える要因を環境側面といいます。ここで取り上げている輸送車両部品

製造企業では、電力の使用・重油の使用の環境側面が特定されています。この企業には、工作機械、コンプレッサーなど電力を使用する機器やボイラーなど燃料を使用する機器があります。

2 誰が：担当部門

順守事項を実施する部門を記載します。

3 何をやる（実施手順）：PDCA

各々の確認/実施事項を前記のP、D、C、Aに分類します。

4 何をやる（実施手順）：確認/実施事項

特定事業者該当した場合に確認/実施すべき事項を記載します。主に、計画書の提出（省エネルギー法14①、省エネルギー規15）、エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者の選任・届出（省エネルギー法7の2・7の3、省エネルギー規6・6の3・6の4・6の6）など行政への手続作業が中心となります。

省エネルギー活動の詳細内容は、「規程」に記載せず、後掲の「手順書」などに落とし込みます。

5 何を順守する：法令名

法令名を記載します。

6 何を順守する：順守事項

前記**4**の確認/実施事項を、適用される順守事項として取り上げ、法令に記述されている内容を分かりやすい表現に書き換えて記載します。順守事項以外にも、「なぜ、当該事業所に順守事項が適用されるか」が分かるように、法令根拠も記載します（例：エネルギー管理統括者の選任要件、など）。

7 何を順守する：条項

順守事項が記載された法令にすぐアクセスできるように根拠条数を記載します。

8 何を順守する：参照先

順守事項が記載された法令にすぐアクセス（参照）できるように、ウェブサイト名とURLを記載します。

9 誰が：順守評価担当者

法令の順守を評価する部門を記載します。

10 いつ順守の評価をする

☆は「順守を評価する予定月」、○は「順守項目に適合している」、×は「順守項目に適合していなかった」を、それぞれ示しています。

○省エネルギー管理マニュアル

〔サービス業・イベント〕

省エネルギー管理マニュアル

No.	作業手順		ポイント	頻度	フローチャート②				
	作業手順	ポイント			省エネ担当者	省エネ管理者	責任者=支配人	省エネセンター長	経営者
1	省エネ管理者は第2・第3週目の水・木及び日・月曜日の9:30に電力計から電力使用量、施行数(披露回数)を入力する(実測表)	すべての電力計が対象	8 日間/月	省エネ担当者	省エネ管理者	責任者=支配人	省エネセンター長	経営者	
2	省エネ管理者は毎月、電気料金請求書をもとに電力使用量、施行数を入力する(実績表)	請求書が届き次第、すぐに入力する	〇 回/月	省エネ担当者	省エネ管理者	責任者=支配人	省エネセンター長	経営者	
3	省エネ管理者は実測表と実績表をもとに、前年度電力使用量、施行数、前年度電力使用量、電力理論値を算出する(実測表)	電力理論値 (kWh) = 前年度 使用量 + (今年 度施行数 - 前年 度施行数) × 1 今年度電力使用量	〇 回/月	省エネ担当者	省エネ管理者	責任者=支配人	省エネセンター長	経営者	
4	省エネ管理者は、前年と当年の施行数変動から求めた電力理論値と今年度電力使用量(実績値)を比較し、省エネ効果とする(実測表)	省エネ効果 = 電力 理論値 - 今年 度電力使用量 (実績値)	〇 回/月	省エネ担当者	省エネ管理者	責任者=支配人	省エネセンター長	経営者	
5	省エネ管理者は実績表を省エネセンター(〇〇係長)へ送信する(実績表)		〇 回/月	省エネ担当者	省エネ管理者	責任者=支配人	省エネセンター長	経営者	
6	省エネセンター長は各式場の実績表を集計し、集計表を全式場へ送信する		〇 回/月	省エネ担当者	省エネ管理者	責任者=支配人	省エネセンター長	経営者	
7	省エネセンター長は式場別の実績表を社長へ報告する(集計表)		2 年	省エネ担当者	省エネ管理者	責任者=支配人	省エネセンター長	経営者	

作成のポイント

本マニュアルは、マネジャーなど管理者が、省エネ目標が達成されているかどうかを確認するためのものです。

1 作業手順とポイント

本マニュアルでいう省エネとは何かを後掲「*実測表」、「*実績表」の数値をもとに、作業手順に従って説明します。

この結婚式場では、□年度から△年度にかけて、1月度の電力使用量は、91,185kWhから80,956kWhへと激減しました（「*実績表」）（このマニュアルは、1月より運用されているので、1月以降の例を使って説明します。）。実際、この式場では、△年度の同じ時期に、節電キャンペーンを実施しており、その成果のあらわれと考えられます。しかし、披露宴の施行回数が10回から6回へと減っており、この減少が電力の使用量の削減の原因であるとも考えられます。

そこで、披露宴1回当たりに使用する電力（1施行当たりの今年度電力使用量）を測定（420.6kWh）する（「*実測表」）ことにより、節電キャンペーンがなされていなかった場合に使用される電力量（1月の場合）を以下のように推定しました。

節電キャンペーンがなされていなかった場合に使用される推定電力使用量（1月）
電力量理論値（推定電力使用量）

$$= \text{前年度使用量} + (\text{今年度施行数} - \text{前年度施行数}) \times 1 \text{ 施行当たりの今年度電力使用量}$$

$$= 91,185\text{kWh} + \{(6 - 10) \times 420.6\text{kWh}\}$$

$$= 89,503\text{kWh}$$

推定電力使用量と実際に使用された電力量（「*実績表」）の差を求め、その差を節電キャンペーンにより削減できた電力使用量（省エネ効果）としました。

$$\text{節電キャンペーンにより削減できた電力使用量} = 89,503\text{kWh} - 80,956\text{kWh}$$

$$= 8,547\text{kWh}$$

2 フローチャート

省エネ担当者から経営者まで、省エネ活動状況や省エネ目標達成状況が報告される流れが一目でわかるようになっています。

***実測表**

省エネルギー管理マニュアル 実測表(△年2月度：2/25～3/14) 20〇〇/〇/〇

日付	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3
施行数	3	5					
電力使用量			1,474.3		2,392.6	1,902.3	2,145.7
非施行日数			1		1	1	1
電力使用量	4,195.1	3,618.3					
施行日数	1	1					
日付	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10
施行数	4	5					
電力使用量			1,919	1,364.2	1,710	2,017.9	2,280.5
非施行日数			1	1	1	1	1
電力使用量	4,609.8	3,586.9					
施行日数	1	1					
日付	3/11	3/12	3/13	3/14	合計	平均	
施行数	6	5			28		
電力使用量			1,791.1	1,947.7	20,945.3	1,904	
非施行日数			1	1	11		
電力使用量	3,428.6	3,763.7			23,202.4	3,867	
施行日数	1	1			6	4.667	

※毎日9：30測定

電力使用量：kWh

1 施行当たりの電力使用量 (kWh)

非施行日	計測日数	電力使用量計	日次平均電力使用量
	11	20,945	1,904
施行日	計測日数	電力使用量計	日次平均電力使用量
	6	23,202	3,867
*1	3,867 - 1,904		施行日と非施行日の電力使用量変動値(kWh/H)(*1)
*2	施行数 ÷ 施行日数 = 28 ÷ 6 = 4.667		
*3	電力使用量変動値 ÷ 1 施行日当たりの施行回数 = 1,963 ÷ 4.667		1 施行日当たりの施行回数(*2)
			1 施行当たりの電力使用量(kWh)(*3)

省エネ効果算出 (△年1月)

1月	施行合計数	電力使用量	増減率	金額
前年	10	91,185		
今年	6	80,956		
電力量理論値		89,503		
省エネ効果	-4	8,547	90.5%	179,487

省エネ効果算出 (△年2月)

2月	施行合計数	電力使用量	増減率	金額
前年	19	86,893		
今年	28	79,726		
電力量理論値		90,678		
省エネ効果	9	10,952	87.9%	229,992

***実績表**

省エネルギー管理マニュアル 実績表

電力使用量：kWh、電気料金：円

□年度	7月	8月	9月	10月	11月
電力使用量	115,020	98,232	98,628	78,344	78,083
電気料金	2,351,102	2,043,157	2,022,068	1,773,754	1,759,170
施行合計数	19	12	42	74	58
□年度	12月	1月	2月	3月	4月
電力使用量	73,078	91,185	86,893	89,340	70,881
電気料金	1,701,811	1,752,808	1,705,455	1,724,927	1,543,975
施行合計数	31	10	19	40	48
□年度	5月	6月	TOTAL		
電力使用量	70,308	64,387	1,014,379		
電気料金	1,545,736	1,698,021	21,621,984		
施行合計数	49	27	429		

△年度	7月	8月	9月	10月	11月
電力使用量	95,107	95,277	98,600	80,506	81,207
電気料金	1,888,698	1,870,319	1,910,971	1,687,397	1,693,145
施行合計数	17	9	31	63	46
△年度	12月	1月	2月	3月	4月
電力使用量	78,700	80,956	79,726		
電気料金	1,705,096	1,724,923	1,741,698		
施行合計数	33	6	28		
△年度	5月	6月	TOTAL		
電力使用量			690,079		
電気料金			14,222,247		
施行合計数			233		

前年対比(△-□)	7月	8月	9月	10月	11月
電力使用量	-19,913	-2,955	-28	2,162	3,124
電気料金	-462,404	-172,838	-111,097	-86,357	-66,025
施行合計数	-2	-3	-11	-11	-12
前年対比(△-□)	12月	1月	2月	3月	4月
電力使用量	5,622	-10,229	-7,167		
電気料金	3,285	-27,885	36,243		
施行合計数	2	-4	10		
前年対比(△-□)	5月	6月	TOTAL		
電力使用量			-29,384		
電気料金			-887,078		
施行合計数			-31		

○省エネルギー提案書（センサ付きHfインバータ式蛍光灯への更新）
 [サービス業・オフィスビル賃貸]

項 目	センサ付きHfインバータ式蛍光灯へ更新する																								
概要 1	<p><現状及び着眼点> 照明設備は、すでにインバータ付き蛍光灯（Hf32W（2灯））に更新されている。しかし、原発停止に伴う電力不足に対応するため、さらなる節電をねらって、初期照度補正及び外光利用が可能なセンサ付き蛍光灯に更新する。</p> <p>効果計算の前提条件： Hf式蛍光灯：現状973台、対策後、うち窓際に設置されている300台をセンサ付きHf式蛍光灯へ更新 年間点灯時間：10.5h/日×25日×12か月=3,150h/年 電力料金：18円/kWh 外光利用省エネ率：0.4、初期照度補正省エネ率：0.135 センサ付きHfインバータ費設備費：22,000円/台 センサ付きHfインバータ式ランプ：2,300円/本 センサ付きHfインバータ式ランプ交換本数：30本/年</p> <p>トータルコスト：年間電気料金+初期設備費+年間ランプ交換費</p>																								
対策効果 2	<p><効果説明> 省エネ量：(0.065kW/台*×300台×3,150h) - {0.065kW/台×300台×3,150h×(1-0.4)×(1-0.135)} = 29,545kWh/年 *Hf32W（2灯）/台のカタログ値 削減金額：29,545kWh/年×18円 = 531千円/年</p> <p>年間電力料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>消費電力 (kW/台)</th> <th>台数 (台)</th> <th>年間点灯 時間 (時間)</th> <th>電力料金単 価 (¥/kWh)</th> <th>外光利用に よる省エネ 率 :0.4</th> <th>初期照度補 正による省 エネ率 :0.135</th> <th>年間電気料 金 (¥)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常Hfインバータ式</td> <td>0.065</td> <td>300</td> <td>3,150</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1,105,650</td> </tr> <tr> <td>センサ付きHfインバータ式</td> <td>0.065</td> <td>300</td> <td>3,150</td> <td>18</td> <td>0.60</td> <td>0.865</td> <td>573,832</td> </tr> </tbody> </table> <p>削減金額（ランニングコストの差） = 1,105,650 - 573,832 = 531,818</p> <p style="text-align: center;">削減金額合計 531 千円/年（100円以下切捨て）</p>		消費電力 (kW/台)	台数 (台)	年間点灯 時間 (時間)	電力料金単 価 (¥/kWh)	外光利用に よる省エネ 率 :0.4	初期照度補 正による省 エネ率 :0.135	年間電気料 金 (¥)	通常Hfインバータ式	0.065	300	3,150	18	1	1	1,105,650	センサ付きHfインバータ式	0.065	300	3,150	18	0.60	0.865	573,832
	消費電力 (kW/台)	台数 (台)	年間点灯 時間 (時間)	電力料金単 価 (¥/kWh)	外光利用に よる省エネ 率 :0.4	初期照度補 正による省 エネ率 :0.135	年間電気料 金 (¥)																		
通常Hfインバータ式	0.065	300	3,150	18	1	1	1,105,650																		
センサ付きHfインバータ式	0.065	300	3,150	18	0.60	0.865	573,832																		
改修費用 3	<p>センサ付きインバータ式：センサ付きインバータ蛍光灯本体購入費 + 年間ランプ交換費 6,600千円 + 69千円 = 6,669千円 （センサ付きインバータ蛍光灯本体購入費：22千円/台×300台 = 6,600千円 年間ランプ交換費：2.3千円×30本 = 69千円）</p> <p style="text-align: right;">改修費用合計 6,669 千円</p>																								
投資回収 4	<p>投資回収年数 = 改修費用合計 ÷ 年間削減金額 = 6,669千円 ÷ 531千円 = 12.5年 投資回収 12.5 年（小数点2位以下切捨て）</p>																								

作成のポイント

省エネルギー提案書は、経営者が省エネ改修投資を決断するために必要な情報を提供するのためのものです。

1 概要

Hf式蛍光灯とは、インバータにより周波数を変換させる節電型の蛍光灯です（平21・3・31経産告66）。その蛍光灯に、購入したばかりの時の明るさ（初期照度）を低くし、さらに、外光を利用することができるセンサーを付けると、節電効果が上がります。

2 対策効果

外光利用による省エネ効果を0.4、初期照度補正の省エネ効果を0.135と設定して、省エネ効果を算出します。低減したエネルギー（kWh）に電力単価を乗じて、省エネ金額を求めます。

3 改修費用

本体以外に、ランプ交換費用も加えます。

4 投資回収

省エネ効果額が改修費用を上回るのに、12.5年かかることが分かります。投資回収期間は12年を超えますが、節電のため、投資することに決める予定です。